

第4回箕面市総合計画審議会事前提出意見
(前期基本計画)

【基本計画 第2章】

No	委員	内 容
1	川端	<p>第1節(1)都市構造の基本的な考え方(2頁)</p> <p>この部分は「基本計画の基礎条件」の冒頭ですから箕面市“全体”の都市構造について基本的な考え方を述べるべきです。</p> <p>まちづくりの政策にも触れるのであれば「既にかやの中央には・・・公共交通の充実を図ります」(第4段2行目)はあまりにも局地的な政策である感を免れません。<u>箕面市の特色をつくり出す全体的な方針</u>「豊かな自然に囲まれた居住環境を特色とする、快適な都市機能を有する近郊住宅都市としてまちづくりを進めます」などを記述する事を望みます。</p> <p>上記に対応してp3の都市構造イメージ図も広域都市軸、地域生活拠点、新市街地ゾーンなどが記載されたものを使用して都市構造“全体”を分り易くしてください。</p>
2	川端	<p>第1節(2)土地利用の基本的な考え方(2頁・第1段2行目)</p> <p>ここではこの総合計画が箕面市のまちづくりの最上位計画と位置づけられている事を踏まえ、本市が大切にすべき<u>土地利用そのものについての基本的な考え方を具体的に分り易く、明示してはいかがでしょうか。</u>例えば「山間・山麓部のみならず市街地のみどりや農地等を保全すると共に、良好な居住環境を確保する事に努めます」など。</p> <p>「前節の都市構造の基本的な考え方・・・適切な土地利用を図る必要があります」のみでは“原文”前節のどの部分を指すのか具体性に欠け、箕面市の方針が十分に伝わりません。</p> <p>また土地利用に関わる折衝方針をここで詳しく述べる必要はありますか。</p>
3	川端	<p>第2節(4頁)図-1</p> <p>図の注釈：新市街地(子育て世代が入居)、同(多様な世代が入居)の差異について説明が望まれます。</p>
4	植山	<p>第3節(6頁)</p> <p>基本計画第3節 財政運営の考え方に関して 基金残高等についても記述すべき。</p>
5	川端	<p>第3節 財政運営の考え方(6・7頁)</p> <p>(1)「本市の財政状況」は近年の経常収支比率100%超のほか、積立金残高は減少傾向が続き10数年間で約300億円減少、また地方債のうち特例債が増加し続けるなど危機的状況にあります。市民意識調査は「財政の健全化」を重要度が高く、満足度が低い最先端に位置づけています。</p>

No	委員	内 容
		<p>他方（２）「財政運営の健全化」では“財政運営は収支均衡すべき前提に立ち財政の健全化をはかる”との方針を述べるだけで、どのような財政運営を必要とするのかに触れないまま２０１３年以降は収支均衡されるが如く図示しています（図 １）。</p> <p>一方この項目は第５次総合計画 基本構想第５章 記載のごとく箕面市が持続可能な財政構造改革を進めるにあたり、市民が「<u>自助・共助・公助</u>」の役割を分担し、<u>また協働の担い手となる期待を実現するための背景を説明する重要な部分</u>です。そのためここでは<u>財政健全化策を引き続き実施する必要性がある現実を市民が正しく理解し、納得し、協力することが出来る記述をデータと共に加筆する事が必要</u>です。</p> <p>箕面市の<u>財政状況の全貌</u>を市民が正しく理解するために、一般会計のみならず少なくとも身近な健康保険・介護保険事業などを含む公営事業会計、箕面市が出資する第３セクターや地方債、積立金などの将来見通しも是非お知らせ下さい。併せて子どもたちに負担を先送りしない<u>安心できる財政を確立するために必要な取り組みをここに提示すべき</u>であると考えます。</p>

【基本計画 第３章】

No	委員	内 容
6	川端	<p>第１節 計画の体系（８・９頁） ４ - （５）の項を省く。</p>
7	植山	<p>第１節（８・９頁） 第３回審議会において、基本構想第４章第４節の基本方向（５）に関して基本計画の中の政策、施策、成果指標など組み立てに影響する話なので、事務局で整理していただく事になっているが基本計画第３章第１節の体系図中４ - （５）は削除すべきと考える。</p>
8	島村	<p>第２節（１０頁） 「行財政改革の推進」の「PFI事業」の削除について 負担を時代に先送りしたり、歳出の範囲で歳出を組むという考え方を基本としながら、PFI事業などの制度を有効活用するとなっている。 PFIは、不況時に公共事業を起こす事業を起こすため、歳入不足を補うため有利子付の資金を銀行から長期借入れを行うものとする。</p>
9	川端	<p>第２節 計画の実現のために １）協働によるまちづくりの推進（１０頁・第３段） 「行政はこれまで・・・自治と協働によるまちづくりの基盤を整えます。」を次の如く変更する 「地方分権時代に求められる自治と市民の参画・協働を推進するための基盤</p>

No	委員	内 容
		<p>として、総合計画を含むまちづくりの仕組みと、それに関係する全ての主体の権利と義務、さらに協働がまちづくりに占める位置などを明確にする <u>箕面市まちづくりの規範（自治基本条例などの法律）を定める</u>」</p> <p><u>その理由</u>：地方自治体に求められる自己決定・自己責任の重要性、さらには自治体を取り巻く近年の厳しい財政環境を認識し、第5次総合計画が補完性の原則と協働をまちづくりの基本としているためです。</p> <p>上記の考え方に基づき基本計画「まちの姿を実現するため」の<u>基本方向において具体的に定めた「各主体の主な役割」を市民や事業者なども担い、成果指標の「主役度」を果たすため、自助・共助・公助と協働を確実に実行しなければなりません。</u></p> <p><u>この自助・共助・公助と協働などが市民や事業者にとって参加・参画の権利あるは義務、または社会奉仕、まちづくりのための協賛活動等のいずれに位置づけるのかを分かり易く説明しておくことも必要です。</u></p> <p><u>この様な規範の制定はまちづくりについて市民などの理解と認識を拡げるうえでも有用です。</u></p>
10	川端	<p>2) 柔軟な組織体制と人材の育成(10頁・第5段)</p> <p>「市民は・・・自ら・・・育成します」を次の如く変更する。</p> <p>「市民は参画と協働がまちづくりに果たす役割の重要性を実感できる機会を行政と協力して増やすと共に、自助・共助・公助の意義を理解しその定着に努める。」</p> <p><u>その理由</u>：まちづくりにおける参画と協働の意義を実感し理解する事が、補完性の原則の理解へとつながると考えるからです。</p>
11	川端	<p>3) 成果指標の評価・検証(11頁・第1段)</p> <p>「R P D C Aの・・・基本とし施策や事業の進行度合いを評価します」に次の如く加筆する。</p> <p>「R P D C Aの・・・基本とし<u>総合計画の進行度合いと</u>施策や事業・・・評価します」(加筆に対応してイメージ図も訂正する)</p> <p><u>その理由</u>：基本構想(P3)第1章第4節の「総合計画の達成度・・・」は総合計画そのものの目標達成の意味であり、R P D C Aの“C”の対象は総合計画の記述する地域資源の増加、箕面の魅力アップであり、その結果としての若い世代の流入・住民の定着であるからです。<u>箕面の魅力をつくる「緑覆率、山ろく・まちなみ景観、財政健全化度合い、行政サービスレベル、協働・参画度合いなど」や、若い世代が流入して高齢化率が抑制されるなど通常の行政評価では対象とならない項目も総合計画の進行度合いの管理に必要です。</u></p> <p>なお時間経過の中でこの度提案された総合計画そのものが時代に適合し</p>

No	委員	内 容
		<p>ているのかどうかを検討・対応する方法の加筆も必要です。</p> <p>またこの様な総合計画の達成度の評価は通常の行政評価とは異なる視点が求められますから、<u>行政組織の外側に総合計画の進行度合いの評価を担当する適切な組織を設ける事を提案します</u></p>

【基本計画 第4章】

No	委員	内 容
12	川端	<p>第4章 分野別計画（14頁～）</p> <p>基本方向ごとに設定されている成果指標（指標名、主役度など）は多岐にわたり、専門的でもありますから、その妥当性を策定委員会等で別途再検討する事を提案します。</p>
13	植山	<p>13頁</p> <p>成果指標を全て検証するには時間がかかるので、早急に検討すべき。</p>
14	島村	<p>4 - (1)「箕面らしさ」を生かすまち（47頁）</p> <p>北摂山系の自然環境は、箕面市のブランドであると思うが、「山なみ景観に配慮する仕組み」は出来ているが、「山すそ部での開発を抑止する仕組み」は弱い。</p>

【基本計画 第5章】

No	委員	内 容
15	川端	<p>第5章 地域別の特性と今後の施策展開（71頁～）</p> <p>地域の現状の検討や施策展開等を幅広い地域市民の参画・協働によりすすめる仕組みを地域毎に設ける事を要請いたします。</p>
16	植山	<p>71頁～</p> <p>地域別の特性と今後の施策展開は、もう少し具体性をもって記すべき。</p>